

基山町図書館等建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 基山町立図書館等に関する検討を行うため、基山町図書館等建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行うとともに、報告書を作成し、教育委員会に提出するものとする。

- (1) 図書館の基本的な方向性に関すること。
- (2) 図書館の機能とサービスに関すること。
- (3) 図書館の場所及び規模に関すること。
- (4) 図書館の建設の可否に関すること。
- (5) その他図書館づくりに必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員10人以内で組織し、基山町教育委員会が任命する。

- (1) 図書館等について専門的な知識を有する者
- (2) 町民の代表者
- (3) 町職員

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会に報告書を提出する日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育学習課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成14年10月8日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年7月24日から施行する。